

仙台市ガス小売供給選択約款

(産 業 用 契 約)

令和元年10月1日 実施

仙台市ガス局

目 次

- 1 目的
- 2 小売選択約款の実施及び適用
- 3 小売選択約款の変更
- 4 用語の定義
- 5 適用条件
- 6 使用の申込み
- 7 契約の成立
- 8 使用量の算定
- 9 料金
- 10 単位料金の調整
- 11 精算額
- 12 契約最大時間流量超過時の取扱い
- 13 契約最大需要月使用量超過時の取扱い
- 14 名義の変更
- 15 契約の変更又は解約
- 16 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間流量超過精算額又は契約最大
需要月使用量超過精算額の差額精算
- 17 契約の解約又は変更に伴う精算額
- 18 緊急調整時の措置
- 19 その他

附 則

(別 表)

- 1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法
- 2 料金表

1 目的

この仙台市ガス小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2 小売選択約款の実施及び適用

- (1) この小売選択約款は、本市が仙台市ガス供給条例（平成8年条例第37号）第30条に規定する選択供給条件により行う小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この小売選択約款は、お客さまが5の適用条件を全て満たし、この小売選択約款の適用を希望する場合に適用いたします。
- (3) この小売選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

3 小売選択約款の変更

- (1) 本市は、本市が定める仙台市ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他本市が必要と判断した場合には、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(2)及び(3)のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (3) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上での開示を行います。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付は行いません。

4 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間当たりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「実績年間使用量」とは、契約期間における実績使用量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引き取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (7) 「実績月平均使用量」とは、実績年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (8) 「最大需要期」とは、11月の定例検針日の翌日から3月の定例検針日までの期間をいいます。
- (9) 「契約最大需要月使用量」とは、契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。

(10)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約月別使用量}} \times 100$$

(11)「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均実績月別使用量}} \times 100$$

5 適用条件

この小売選択約款の適用条件は、次のとおりです。

- (1) 契約年間使用量が、50万立方メートル未満であること。
- (2) 契約最大時間流量が、6立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間使用量が、契約最大時間流量の600倍以上であること。
- (4) 契約月平均使用量が、820立方メートル以上であること。
- (5) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が、75パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において、本市が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

6 使用の申込み

- (1) この小売選択約款の適用を希望される方は、あらかじめこの小売選択約款を承諾の上、本市にガス使用の申込みをしていただきます。
- (2) 申込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

7 契約の成立

- (1) この小売選択約款が適用される契約は、本市が6（1）の申込みを承諾した日に成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) （1）により契約が成立した場合における契約期間は、原則として1年間といたします。ただし、契約期間満了時までに本市とお客さまのいずれからも契約内容について異議のない場合には、同一の契約内容でさらに1年間契約が更新されるものとし、以後同様といたします。
- (3) お客さまは、新たに6（1）の申込みをする場合及びその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、本市に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、本市はその使用計画に基づき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度及び使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量等を定めるものといたします。
 - ① 契約最大時間流量
 - ② 契約最大需要月使用量
 - ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約年間引取量
 - ⑤ 契約月平均使用量
 - ⑥ 契約月別使用量
- (4) 本市は、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、6（1）の申込みを承諾できないことがあります。ただし、本市がやむをえないと認める場合は、この限りではありません。
 - ① この小売選択約款が適用される契約の契約期間満了前に解約した後、その解約した日から1年を経過しないうちに同一需要場所に係る6（1）の申込みをした場合

- ② 別の種別の小売選択約款が適用される契約を本市と締結しており、その契約期間の満了前に同一需要場所に係る6（1）の申込みをした場合（現在締結中の契約の契約期間満了後にこの小売選択約款が適用される契約へ変更する場合は除きます。）
- ③ この小売選択約款が適用される契約の契約期間満了前に小売約款が適用される契約へ変更した後、その変更した日から1年を経過しないうちに同一需要場所において、6（1）の申込みをした場合
- ④ 本市との他の契約により発生した料金の支払いを滞納している場合（当該契約が既に解約されている場合を含みます。）

8 使用量の算定

- (1) 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 検針日は原則として毎月末日といたします。ただし、月末日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日、12月29日から同月31日をいいます。以下同じ。）にあたる場合は、当該末日からその直前の休日でない日まで繰り上げて検針する場合があります。この場合、月末日に検針したものと取り扱います。
- (3) 本市は、原則として負荷計測器により、1時間当たりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、本市とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (4) 負荷計測器本体費用は本市負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

9 料金

- (1) 本市は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に行われる場合には早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 本市は、8で算定された使用量に基づき、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 本市は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) お客さまの都合又は契約違反により、契約を解約又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は（2）に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に基づいて算定いたします。
- (5) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款35（1）①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

10 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（4）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝ 基準単位料金 ＋ 0.080円 × 原料価格変動額 ÷ 100円 × （1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝ 基準単位料金 － 0.080円 × 原料価格変動額 ÷ 100円 × （1＋消費税率）

（備考）

上記①又は②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

83,790 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表の1 (4) に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たりブタン平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が134,060円以上となった場合は、134,060円といたします。

(算式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格 × 0.9516 + トン当たりブタン平均価格 × 0.0407

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、本市ガス局ホームページ及び事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

11 精算額

この小売選択約款が適用される契約に関する精算額は、次の(1)から(5)までに定める算式により算定するものとし、本市は、本市が別途指定する期日までに当該精算額を申し受けるものいたします。

ただし、次の(1)、(2)及び(5)の精算額が重複して生じた場合には、これらの精算額のうち最も高いものを申し受けるものいたします。

なお、精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額と精算額との合計額が、実績年間使用量に小売約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額を超えない範囲で申し受けるものいたします。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

(算式)

精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(1) 最大時間流量倍率未達精算額

お客さまの実績年間使用量が、契約最大時間流量の600倍未満の場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、次の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものいたします。

$$\text{最大時間流量倍率未達精算額} = \left[\left(\text{契約最大時間流量の600倍に相当する年間使用量} \right) - \left(\text{実績年間使用量} \right) \right] \times \left[\text{契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 2 \right]$$

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率が 75 パーセント未満の場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、次の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left(\text{負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量} \right) - \left(\text{実績年間使用量} \right) \right) \times \left(\text{契約月別使用量に各月の単位数料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第 3 位を四捨五入した額} \times 2 \right)$$

(備考)

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 3 倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

本市は、お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left(\text{契約年間引取量} \right) - \left(\text{実績年間使用量} \right) \right) \times \left(\text{契約月別使用量に各月の単位数料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第 3 位を四捨五入した額} \right)$$

(4) 契約最大時間流量超過精算額

最大需要期における実績最大時間流量が契約最大時間流量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。ただし、12 の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left(\left(\text{実績最大時間流量} \right) - \left(\text{契約最大時間流量} \times 1.05 \right) \right) \times \left(\text{流量基本料金単価} \times 1.1 \right) \times 12$$

なお、それ以前に契約最大時間流量超過精算額を申し受けた場合又は申し受けることが確定している場合には、この算式によって算定する金額が、当該申し受けた金額又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

(5) 契約最大需要月使用量超過精算額

最大需要期のいずれかの月における実績使用量が契約最大需要月使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過精算額といたします。ただし、13 の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大需要月
使用量超過精算額} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{実績最大} \\ \text{需要月} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{需要月使} \\ \text{用量} \times 1.05 \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{最大需要} \\ \text{月基本料} \\ \text{金単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

なお、それ以前に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受けた場合又は申し受けることが確定している場合には、この算式によって算定する金額が、当該申し受けた金額又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

12 契約最大時間流量超過時の取扱い

契約期間中において、実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、契約を終了する場合又は本市がやむをえないと判断した場合を除き、当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めま

13 契約最大需要月使用量超過時の取扱い

契約期間中において、最大需要期のいずれかの月の実績使用量が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、契約を終了する場合又は本市がやむをえないと判断した場合を除き、当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間における契約最大需要月使用量を定めます。

14 名義の変更

お客さま又は本市は、契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、当該契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

15 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は3（1）の規定によりこの小売選択約款が変更された場合は、双方協議して契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 本市又はお客さまに契約違反があった場合（5の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）は、相互に契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (3) 本市は、お客さまが（2）に該当する場合は、その事由が発生した日以降最初の定例検針日の翌日から小売約款を適用することができるものといたします。

16 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間流量超過精算額又は契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算

本市は、契約期間中において契約の変更又は解約が生じた場合であって、変更月又は解約月以前に契約最大時間流量超過精算額若しくは契約最大需要月使用量超過精算額を申し受けた場合又は申し受けることが確定している場合には、精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から変更月又は解約月までの月数」と読み替えて精算額を算定しなおし、差額精算いたします。

ただし、その変更又は解約が15（1）の規定によるものであって本市がやむをえないと判断できない場合又は15（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合を除きます。

17 契約の解約又は変更に伴う精算額

本市は、契約期間中において契約の解約又は変更があった場合には、11の精算額及び次の（1）又は（2）のいずれかの精算額を、本市が別途指定する期日までに申し受けるものといたします。ただし、その解約又は変更が15（1）の規定によるものであって本市がやむをえないと判断した場合

又は 15（2）の規定によるものであって本市に契約違反があった場合を除きます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

（算式）

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

（1）契約中途解約（変更）精算額

この小売選択約款が適用される契約を解約する場合又は他の種別の供給契約に変更する場合には、次の算式によって算定される契約中途解約（変更）精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約（変更）精算額} = \left[\begin{array}{c} \text{1か月当たりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約月又は変更月の翌月から契約終} \\ \text{了月までの残存月数} \end{array} \right]$$

（2）契約内容変更精算額

この小売選択約款が適用される契約の内容を変更する場合であって、変更後の契約最大時間流量又は契約最大需要月使用量が変更前の契約量よりも減少する場合には、次の算式によって算定される契約内容変更精算額を申し受けます。

$$\text{契約内容変更精算額} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{変更前の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{変更後の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{c} \text{変更月の翌月から} \\ \text{現契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

18 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、11の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金割引額} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{基本料金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

$$(2) \text{ 流量基本料金割引額} = \frac{\text{流量基本料金}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{契約最大時間流量}}{\text{契約最大時間流量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

$$(3) \text{ 最大需要月基本料金割引額} = \frac{\text{最大需要月基本料金}}{\text{基本料金単価}} \times \frac{\text{契約最大需要月使用量}}{\text{契約最大需要月使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

19 その他

この小売選択約款に定めのない事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1 実施の期日

この小売選択約款は令和元年10月1日から実施いたします。

2 小売選択約款の掲示

本市は、この小売選択約款を本市ガス局ホームページ及び事務所において掲示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後の小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3 この小売選択約款の実施に伴う切替措置

平成 26 年 3 月 31 日以前から仙台市ガス供給選択約款（業務用 A 契約）の適用を受け、平成 26 年 4 月 1 日の改定により旧選択約款に変更後も適用されているお客さまの契約最大時間流量については、平成 26 年 4 月の定例検針日の翌日から負荷計測器が設置される日以後の最初の定例検針日まで、全ガス消費機器の定格入力（キロワット）の合計に 3.6 を乗じた後、標準熱量（メガジュール）で除し小数点以下を切り捨てたものとし、その後はお客さまとの協議によって定めるものいたします。

4 消費税法改正に伴う経過措置

本市は、令和元年 9 月 30 日以前から継続してガスを使用しているお客さまのガス料金であって、令和元年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に初めて実施する検針によって確定するものについては、消費税率 8 パーセント（旧税率）を適用いたします。

（別 表）

1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金及び最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額とし、最大需要月基本料金は、最大需要月基本料金単価に、契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は 10 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
 なお、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 定額基本料金

1 か月につき	14,520.00 円
---------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	440.00 円
-------------	----------

(3) 最大需要月基本料金単価

1 立方メートルにつき	5.50 円
-------------	--------

(4) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	108.68 円
-------------	----------

(5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに、10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。